

協同農業普及事業の実施に関する方針

(令和8～12年度)

令和8年2月

鳥 取 県

協同農業普及事業の実施に関する方針目次

まえがき	1
第1 普及指導活動の課題と方法に関する事項	2
1 普及指導活動の基本的な課題	
(1) 担い手の育成・確保および多様な担い手農業者等の経営発展	
(2) 技術革新・生産基盤の強化による農畜産物等の安定生産と産地育成	
(3) みどりの食料システム戦略の推進	
(4) 食料の安定供給の確保	
(5) 地域農業の振興と農村地域の活性化	
2 普及指導活動の対象	
3 普及指導活動方法に関する事項	
(1) 普及指導活動の重点支援事項	
(2) 普及指導活動における対象の重点化	
(3) 農業者に対する支援の充実・強化及び多様な関係者との連携強化	
(4) 試験研究機関等との連携強化	
(5) 民間専門家等の活用	
(6) 県関係行政部局や市町村等と連携した支援体制の構築	
(7) 普及指導活動の計画、実施、評価	
(8) 調査研究の適切な実施	
第2 改良普及員等の配置に関する事項	6
1 改良普及員等の配置	
(1) 改良普及員	
(2) 専門技術員（農業革新支援専門員）	
2 改良普及員等の在任期間	
第3 改良普及員の資質の向上に関する事項	7
1 向上を図るべき資質	
2 資質向上の方法	
(1) 自己研修及びOJTの推進	
(2) 集合研修等の強化	
(3) 幅広い職務経験の必要性	
(4) 普及指導員資格者の計画的な養成	
第4 農業改良普及所等の運営に関する事項	8
1 農業改良普及（支）所（普及指導センター）の運営	
(1) 農業改良普及（支）所の配置	
(2) 活動体制	
(3) 農業改良普及（支）所の業務内容と進め方	
(4) その他普及活動上の留意点	

2 農業普及推進室（農業革新支援センター）の設置と活動体制

- (1) 農業普及推進室の設置
- (2) 活動体制
- (3) 農業普及推進室の業務内容と進め方

第5 農業大学校等における教育・研修の充実 10

- 1 研修教育の内容の充実強化等
 - (1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施
 - (2) 実践力が高まる研修教育の実施
 - (3) 指導職員の指導力向上
 - (4) 農業者研修教育施設の高度化
- 2 就農支援の取組の推進等
 - (1) 就農支援の取組の強化
 - (2) 学生や研修生に対する就農への意識付け
 - (3) 卒業生へのフォローアップ
- 3 農業高校等生徒へ研修機会の提供等
- 4 社会人等への研修機会の提供等
 - (1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供
 - (2) 一般県民への研修機会等の提供
 - (3) 新規就農者等の定着を図る取組
- 5 先進的な農業者等による外部評価の実施

第6 協同農業普及事業の実施に関する関係機関との連携等 11

- 1 市町村、農業委員会との連携
- 2 農業協同組合との連携
- 3 地域農業再生協議会等における活動
- 4 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構との連携
- 5 金融機関との連携
- 6 食料システム関係者との連携
- 7 その他機関との連携

【その他、普及指導活動にかかる参考資料】

- 1 鳥取県普及職員研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）

まえがき

農業・農山村の現場を取り巻く状況が厳しさを増す中、国は、世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、令和6年6月に農業の基本法である「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりに改正し、また、掲げられている理念を実現するため、初動の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和7年4月に策定したところである。

本県においては、将来にわたり本県農業の活力を維持するため、平成30年3月に策定した鳥取県農業生産1千億円達成プラン（以下「1千億円達成プラン」という。）を、基本計画の策定や農業情勢を巡る環境変化を踏まえて、令和7年3月に改訂し、全ての農家、県民の皆さんとともに邁進することとしている。

一方、改良普及員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員として配置される職員及び同条第2項各号に掲げる事務に専ら従事するその他の職員をいう。以下同じ。）は、その特徴である農業者と直接接する活動において普及教育的な手法を駆使し、自主的に経営や技術の改善に取り組むことができる農業者の育成、すなわち農業者の自立を支援してきたところであり、今後も1千億円達成プランに基づいて現地の農業者の皆様とともに農業・農村の発展を目指すものである。

このために改良普及員は、地域の課題等に対応する技術体系の構築や普及、農業者（農業経営体）の経営支援等を行う「スペシャリスト機能」と農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、各段階の多様な関係者との連携構築や地域の合意形成を促す「コーディネート機能」を発揮しながら、地域を俯瞰しつつ、担い手農家の育成・確保、農業者の所得向上及び地域農業の維持・発展に向け、総合的に支援することが重要である。

以上を踏まえつつ、国が令和7年4月に定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」を受け、令和8年度から概ね5年間の本県における普及事業の実施に関し、基本的な方針を定めるものとする。

第1 普及指導活動の課題と方法に関する事項

本県の普及事業は、本県の農業施策の基本となる1千億円達成プランに基づき、農業者等の要望に沿った普及指導活動を展開する。そのため、農業改良普及（支）所（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置する機関をいう。以下同じ）は所管地域の実情に即した課題や普及対象を設定し、関係機関と緊密に連携し、効率的かつ効果的な普及指導活動を行う。

1 普及指導活動の基本的な課題

(1) 担い手の育成・確保及び多様な担い手農業者等の経営発展

新規就農者、法人経営や集落営農組織など地域農業を牽引する担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。加えて、市町村等と連携した就農支援や専門家等と連携した法人化・経営継承等の経営発展支援に取り組む。その中で経営管理能力の向上と併せて、農作業安全の推進も図る。また、農業経営や農村における女性の参画、専門作業の受注等を行う農業支援サービスや多様な人材の活用のための取組を推進する。

(2) 技術革新・生産基盤の強化による農畜産物等の安定生産と産地育成

新品種、スマート農業技術等新技术、農業支援サービスの活用などを通じて農畜産物等の生産振興を推進する。また、農業生産工程管理（GAP）の導入等による生産基盤の強化や、加工実需や流通を含めた様々な市場ニーズに対応しながら、持続的な産地育成に向けた取組を推進する。

(3) みどりの食料システム戦略の推進

有機物利用等による地力の増進、土壌診断に基づく適正施肥、総合防除（IPM）の実践、有機農業及び特別栽培等の取組の推進、温暖化等気候変動に対応した生産安定技術の取組の推進等「みどりの食料システム戦略」の取組を支援する。

(4) 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の地域内資源の利用拡大、家畜伝染病疾病予防対策等の取組を推進する。また、自然災害等のリスクに備えた農業版BCP（事業継続計画）策定等の取組を支援する。

(5) 地域農業の振興と農村地域の活性化

中山間地など地域農業振興に関する合意形成支援及び地域の気候や生産条件を活かした活動の取組を推進する。また、地域が一体となった鳥獣被害防止対策や荒廃農地対策を推進する。

2 普及指導活動の対象

普及指導活動の対象については、新規就農者及び就農希望者、生産組織、経営改善に意欲的に取り組む農業者（認定農業者、農業法人、農業への参入企業、集落営農組織等）、新たな農業の展開を目指す者（スマート農業技術を活用し生産方式の革新に取り組む農業者、みどりの食料システム戦略に取り組む農業者、新規作物・新品種・新技术等を導入する農業者等）、経営参画に意欲的な女性農業者、地域農業の振興に取り組む組織等とする。

3 普及指導活動方法に関する事項

(1) 普及指導活動の重点支援事項

第1の1に掲げた普及指導活動の基本課題において、本県施策を踏まえ重点的に推進する事項は次のとおりとし、積極的に取り組む。

- ①関係機関と連携した新規就農希望者及び新規就農者への総合的支援
- ②担い手農業者等の経営発展への総合的支援、多様な人材活用
- ③農作業安全の推進及び農業労働の改善
- ④女性の能力発揮支援、経営参画支援
- ⑤スマート農業等新技术を活用した新たな生産方式の導入の実践及び農業支援サービスの活用の促進
- ⑥新規作物・新品種・新技术等の導入による産地育成、農業生産工程管理（GAP）の導入支援
- ⑦環境保全型農業、総合防除（IPM）、気候変動等に対応した品種・品目・栽培技術の普及等、みどりの食料システム戦略の推進
- ⑧肥料・飼料の地域内資源の利用拡大支援、関係機関と連携した家畜伝染病疾病予防対策の推進、農業版BCP（事業継続計画）策定等の推進
- ⑨地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など、関係機関と連携した地域の課題解決

(2) 普及指導活動における対象の重点化

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、農政の展開方向や地域の実情に沿って、必要性和緊急性の高い課題から重点化する。

地域の支援対象は、第1の2に掲げた者のうち、経営改善に意欲的に取り組む農業者に重点化する。また、支援対象が取り組む経営改善や新たな取組等が軌道に乗るまでの一定期間を重点的に支援する。

重点化に当たっては、地域の農業者、関係機関、団体等の意見を聴き、それぞれの役割分担を明確にする。

(3) 農業者に対する支援の充実・強化及び多様な関係者との連携強化

農業者や関係者に対する幅広くかつ迅速な情報発信や共有については、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を含むICTの有効性も検討し、農業者等が情報を受け取りやすい方法に努める。

また、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）を含め多様な関係機関と連携し、地域農業の課題解決に向けた合意形成の促進等を行うコーディネート役を担い、産地の主体的な取組を支援する。

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を実施し、先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成など、新規就農者の育成や将来の地域リーダー等の育成に努める。

(4) 試験研究機関等との連携強化

高度化、多様化する農業者等の要請に対応した技術開発や技術普及の迅速化

を図るため、専門技術員が中心となって普及組織、試験研究機関、大学及び民間機関等と一層の連携を強化する。

①幅広い試験研究成果の普及

試験研究機関で開発された技術は、農業改良普及（支）所の情報提供や現地の実証・展示ほ等により、技術の迅速な普及や現場での適応性の評価を行うなど、技術開発と普及のスピードアップを図る。

なお、研究成果を生産現場に普及する際には、知的財産権の保護や、技術情報等の流出防止に留意する。

②現地課題の迅速な解決

現地が解決を求める課題を随時、試験研究機関等に伝達し、試験研究開発に反映させる。また、現地で発生する高度、複雑かつ緊急な課題については、試験研究機関等と現地試験を実施するなど密接な連携のもとに速やかな解決を図る。

(5) 民間企業等の活用

農業経営の高度化や法人化等の進展に伴って要請が高まっている税務・労務管理、会計・経理、マーケティング、ICT活用、環境保全型農業等の専門分野については、改良普及員及び専門技術員が基礎的な知識を備えるとともに、必要に応じて民間企業（専門家）の活用を促進する。

また、農業者からの専門的な技術、地域農業振興などの要望に対しては、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う指導農業士等先進的農業者を普及指導協力員として、その協力を得て効率的な普及指導活動に当たる。

(6) 県関係行政部局や市町村等と連携した支援体制の構築

農業者が積極的に経営改善や地域の活性化に取り組めるようにするため、改良普及員は県関係行政部局や市町村等と十分に連携するとともに、有効な農業補助奨励施策を普及指導活動を通じて農業者に働きかけるよう努める。

また、農業者の生の声をもとにして農業補助奨励施策が実施されるよう、普及指導活動の過程で収集した農業者の動向や意見などの情報について、随時県関係行政部局や市町村等に伝達する。

(7) 普及指導活動の計画、実施、評価

農業改良普及（支）所は、農業者が行う問題解決の支援、農業者や地域のニーズに即した活動、施策誘導課題を計画的に実施するため、向こう5年間の活動の基本方針や目標を普及指導計画として策定する。

また、それらを実現するために毎年度の活動計画を作成して、計画的、継続的に実施する。

さらに、期待される成果が上げられたか否か評価・公表し、普及指導活動の改善、向上を図る。

①普及指導計画の策定

地域のニーズや課題、施策方向を十分把握し、農業者や地域の意見を聴くとともに関係機関と調整しながら次の計画を策定する。

ア 普及指導計画総括表

普及指導計画総括表には、向こう5年間の所管区域内における普及指導活動の基本方針、活動体制等を記載する。

イ 普及指導基本計画

普及指導基本計画は、5年後の姿を目標として課題を決定し、目標に到達するために必要な普及指導内容を取りまとめる。目標に対する進捗状況、地域の実情の変化に応じてその都度見直しを行う。

ウ 普及指導年度計画

普及指導年度計画は、普及指導活動を計画的、継続的に実施するため、普及指導課題を決定して、普及指導内容等を作成する。

②普及指導活動の実施と運営

普及指導活動を計画的に実施するため、農業改良普及（支）所長を中心として次の事項に留意して取り組む。

ア 総括責任者の配置

農業改良普及（支）所長は、次長（普及主幹・主幹）と共に普及指導年度計画を管理運営する。

専門班長、総合支援班長及びプロジェクトチームリーダーは、各班やプロジェクトチームの普及指導活動を総括する。

イ 進捗状況の把握

普及指導年度計画の推進に当たっては、内部打合せなどにおいて進捗状況等を確認するとともに、普及指導活動が計画的に進められるよう努める。

ウ 中間検討会の開催

年度の中途において普及指導活動の中間検討会を行い、その後における普及指導活動に役立てる。

エ 活動記録の作成と活用

普及指導活動の継続性を保持し、関係改良普及員の共通認識を図るため、課題又は必要に応じて経営体ごとに活動経過及び活動結果などをまとめ、保管及び活用する。

③普及指導活動の評価

普及指導活動を的確かつ計画的に進めるため、活動に対する評価を行う。

ア 各普及（支）所における普及指導活動実績検討会（内部評価）の開催

普及課題ごとに普及指導の経過、普及対象の物的・質的变化、到達目標に対する実績、残された問題点等を取りまとめ、効果測定及び評価を行う。

イ 農業改良普及事業評価検討会（外部評価）等の開催

（ア）各普及（支）所段階

各普及（支）所では、各地域における「農業改良普及推進協議会」の役割を担うものとして委員を選定し、普及指導活動の課題、普及方法、関係機関との役割分担、活動成果等に関する幅広い視点からの、客観的な評価の参考となるような意見・要望を聴く会（「地域の意見を聴く会」）を開催する。得られた意見・要望は、次年度以降の普及指導活動に十分に反映させ、普及指導活動の改善に努める。

委員の構成は、普及対象である農業者等、生産部会代表者、指導農業士、地域代表者、市町村担当者、農業協同組合担当者等とする。

(イ) 農業普及推進室段階

(ア)に加えて、本県の普及指導体制、全体的な課題設定の考え方等、必要とされる農業施策に関連して、効果的で効率的な普及活動が実施できているかの視点から外部評価会を実施する。毎年度、各普及（支）所の主要課題から1～2課題を選定し、評価対象とする。得られた評価結果は、普及指導の計画活動のみならず活動体制にも十分に反映できるよう、改善に努める。

なお、外部評価委員の構成は、農政や普及指導活動に精通した学識経験者、県内における指導農業士等先進的農業者（女性又は若手を含む。）、農業団体や民間企業、消費者、報道機関の代表者等とする。

ウ 外部評価結果のとりまとめと公表

農業普及推進室は、普及活動の成果等とともに外部評価結果を県ホームページ等で公表する。

(8) 調査研究の適切な実施

普及指導活動の効果的な実施及び改良普及員の資質向上を図るため、調査研究に取り組む。また、調査研究成果の発表や情報交換など活用・充実化を図る。

第2 改良普及員等の配置に関する事項

1 改良普及員等の配置

農業者ニーズの高度化・多様化に対応し、役割分担による効果的な普及指導活動を実施するため改良普及員を配置する。その際、経験豊富な改良普及員の配置に配慮するとともに、新たな人材の確保に向け、大学など教育機関との交流等を通じて普及指導活動への理解醸成や社会的な認知度の向上を図る。

(1) 改良普及員

改良普及員を農業改良普及（支）所に置き、直接農業者に接して農業生産方式や農業経営の改善、農業労働改善及び新規就農支援を行う。

(2) 専門技術員（農業革新支援専門員）

専門技術員を農業普及推進室に置く。運営指針に基づき先進的な農業者に対する支援を強化するため、高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する農業革新支援センターとして農業普及推進室を位置付ける。

また、高度な専門性を有し、研究機関、教育機関、行政機関、食料システム関係者等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、改良普及員の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談、支援対応等を担う。

2 改良普及員等の在任期間

改良普及員の在任期間については、地域の実情を踏まえ、かつ農業者との信頼関係を維持しつつ継続的な普及指導活動を推進するという観点から、同一普及所で一定期間継続して従事できるよう努める。

また、専門技術員についても、改良普及員との一体的活動が効果的に実施できるよう一定の在任期間の確保に努める。

第3 改良普及員の資質の向上に関する事項

農業普及推進室は、改良普及員の資質が継続的に研鑽されるよう、改良普及員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等について、概ね5年間を見据えた「鳥取県普及職員研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）」を策定する。これを基に改良普及員の研修実施計画を示し、研修を実施する。

1 向上を図るべき資質

改良普及員は、農業生産指導や農業経営指導に係る高い技術・知識（スペシャリスト能力）をはじめ、新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者等と接して有意義な情報の交換を行う能力（コミュニケーション能力）、農業者・産地と多様な関係者との連携に向けた意見交換等を円滑に進める能力（ファシリテーション能力）、地域農業の課題解決に向けた合意形成の促進等を行う能力（コーディネート能力）が求められる、これらの能力向上を図る必要がある。

2 資質向上の方法

研修計画に基づき、自己研修及びOJTを基本に研修を充実・強化するとともに、経験豊富な改良普及員やICT等も効果的に活用しつつ、計画的に集合研修や国等が行う研修への派遣を実施する。

(1) 自己研修及びOJTの推進

農業・農村に対して常に問題意識を持ちながら、改良普及員自らが普及指導活動を行う上で必要な新技術や新知識を習得し、自己能力の開発・向上を目指す。

そのため、各農業改良普及（支）所で自己研修及びOJTを実施する。実施に当たっては、研修総括担当者（次長等）及び農業改良普及（支）所長を中心とした支援体制を強化するとともに、専門技術員も必要な支援をする。また、必要に応じて職員人材開発センターや民間企業等も活用する。

(2) 集合研修等の強化

農業普及推進室は各農業改良普及（支）所と調整し、農業関係機関はもとより職員人材開発センター、他部局組織及び民間企業を積極的に活用した研修を計画する。併せて、国の研修も活用しつつ改良普及員の資質向上を図る。

実施に当たっては、各農業改良普及（支）所の職員の現状の能力を把握し、本人の意向等を踏まえ農業普及推進室と協議する。

また、資質及び意欲の向上を図るため、課題解決のために取り組んだ調査研究等の成果や普及活動事例等を、改良普及員及び専門技術員が相互に交換する機会を設ける。

(3) 幅広い職務経験の必要性

改良普及員の知識・技術の向上と、幅広い視野に立った総合的な能力の向上を図る観点から、一定の在任期間を確保しつつ試験研究機関、農林水産部各課、他部局等の幅広い職務を経験させるよう努める。

(4) 普及指導員資格者の計画的な養成

改良普及員として必要な力を身につけるため、受験資格を有する者に対し「普及指導員資格試験」対策講座を計画的に実施する。

第4 農業改良普及（支）所等の運営に関する事項

1 農業改良普及（支）所（普及指導センター）の運営

(1) 農業改良普及（支）所の配置

効率的な普及活動を地域で展開するため、農業改良普及（支）所を各地方事務所に設置する。

(2) 活動体制

各農業改良普及（支）所は各特技（作物、野菜・花き、果樹、畜産）の専門班を編成し、必要に応じて、複数の農業改良普及所管内で活動する担当者を配置する。

また、総合支援班については、担い手育成全般にかかる対応を一元化した窓口と位置づけ、担い手・新規就農や労働改善等、ニーズや重要性、複合性の高い分野を総合的に支援する。

集落営農、農業法人、認定農業者及びこれらを志向する農業者の支援や、地域農業の振興課題等、専門班をまたがる活動については、総合支援班を中心に必要に応じて、プロジェクトチームを編成して対応する。

専門分担方式を基本としつつ、地域農業の課題について対応する。

市町村や農業団体等との連絡調整を行う市町村窓口担当を配置する。

また、農（林）業振興課（室）との連携の下に市町村等の単位で設置された連絡会議に参画し、地域農業の振興課題について関係機関と情報交換を密に行う。

(3) 農業改良普及（支）所の業務内容と進め方

農業改良普及（支）所長は、普及活動が効率的かつ効果的に展開できるように、地方事務所内、市町村、農業協同組合、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構等との連携強化を率先して行い、職員にも関係機関との連携を促しながら所全体の調整に努め、普及所運営全般に当たっての業務を総括する。

改良普及員は、現場で直面している技術的、経営的な課題の解決や、開発された新技術等の早期普及を図るため、調査研究を行いながら業務を進める。

また、巡回指導、展示ほの設置、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して栽培や経営等に関する技術及び知識の普及指導を行う。各担当地域の実態を把握し、特技内や特技間の連携・情報共有を密にしつつ、関係機関との役割分担を行い、全体をコーディネートして普及活動を効率的かつ効果的に展開する。

その他、食育活動、農産物・加工品のマーケティング等、地域農業の活性化に必要と思われる活動を行う。

(4) その他普及活動上の留意点

- ①一般的な技術指導については、農業協同組合の行う営農指導との役割分担を明確にし、必要に応じて対応する。
- ②農村振興、男女共同参画、地産地消など地域課題は、市町村、県民福祉局等が主体的に対応しているが、地域の実情に応じ要請等で支援が必要である場合は関係機関と連携して、普及活動を行う。
- ③家族経営協定、認定農業者制度や男女共同参画等関係機関の業務と関係のある活動については、関係機関との役割分担と連携を図りながら取り組む。
- ④普及活動の実施に当たっては、支援対象・内容について農業協同組合、市町村等と十分話し合いを行い、農業者等への支援対応が的確に行われるよう役割分担等を事前に行う。

2 農業普及推進室（農業革新支援センター）の設置と活動体制

（1）農業普及推進室の設置

専門技術員（農業革新支援専門員）を配置するため、農業振興局経営支援課内に農業普及推進室（農業革新支援センター）を設置する。

（2）活動体制

専門技術員は、普及方法、作物、野菜、花き、果樹、畜産、担い手・新規就農、土壌肥料、病虫害、農業経営に関する高度で先進的な専門技術を分担して、改良普及員の活動を支援する。また、専門技術員は各分野の農業革新支援専門員として位置付ける。なお、改良普及員に対する迅速で的確な支援を行うため、農業改良普及（支）所ごとに窓口担当を設け、効率的な情報の収集と伝達に努める。

（3）農業普及推進室の業務内容と進め方

①改良普及員に対する支援

ア 効率的、効果的な普及課題の解決を図るため、普及計画の策定、普及活動の実施、活動実績の確認と評価に対して適切な支援を行う。

イ 改良普及員の早期育成と資質向上を目的とした研修を実施する。また農業改良普及（支）所が行う調査研究、現地試験手法やO J Tの支援も行う。

②農家に対する直接指導

解決が困難で高度な課題については、農業改良普及（支）所や試験研究機関等との連携を図りながら、直接農業者に対して課題解決に向けた普及支援活動を行う

③重点プロジェクト活動

地域全体の収益性向上や新技術の導入など高度に技術的な課題については、チームを編成し、改良普及員と連携して解決に当たる。

④関係機関との連絡調整

ア 専門項目に関する試験研究機関・大学等の研究成果を把握し、改良普及員に迅速に情報提供する。また、現場のニーズ把握に努め、試験研究の課題とすべき事項について試験研究機関に伝達する。

イ 農業改良普及（支）所や関係機関、団体等の意向を把握し、普及事業の適切な運営に反映させる。併せて、関係機関等に意見や方策を提案するなど連携を図る。

ウ 農業者や農業協同組合等との連携による1千億円達成プランの実現と国への施策提言、支援施策に対するコスト感覚に基づいた効率的なサポート及び農業を活性化させるための試験研究の促進及び普及指導活動の充実を図るため、農業者・農業協同組合等、市町村、県関係行政部局との情報共有を進める。

⑤調査研究の実施

技術的、経営的な課題の解決や、開発された新技術の早期普及を図るため、専門項目や普及方法等についての調査研究を実施する。

⑥普及指導活動におけるICT等先進技術の活用

広域活動を行う専門技術員と各地域における改良普及員の連携活動が、より高度で効率的な成果を求められており、また、経験豊富な改良普及員の知識や技術を効果的に伝承するとともに、担い手農家の支援に活用していくためにもICTに代表されるようなより先進的なシステム機器等の活用に関し、積極的に検討を進め推進を図る。

第5 農業大学校（農業者研修教育施設）等における教育・研修の充実

農業者研修教育施設における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するため、必要な取組を行うこととする。

教育・研修内容や体制の一層の充実を図るとともに、関係機関、団体等との連携を密にすることにより、現場の実情を踏まえた就農支援を行う。

併せて、一般県民に開かれた農業者研修施設として、県民の農業理解の推進を目的とした幅広い教育・研修活動を行う。

1 研修教育の内容の充実強化等

(1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施

学生や研修生の経歴等が多様化（農家出身でない者、普通科高校等出身者、社会人経験者及び女性の増加等）し、卒業後、雇用就農する学生が増加している状況を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施するとともに、大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格の取得の機会を提供する。

(2) 実践力が高まる研修教育の実施

先進的な農業経営者等による特別講座、農業インターンシップ、スマート農業技術を利用した民間企業や試験研究機関等の先端的な機械等を活用した研修及び実習、生産計画から販売までを体験する経営計画設計演習、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の実践等の就農後の実践力が高まる研修教育手法を取り入れるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。また、環境負荷低減に資する生産技術に関する実践的な教育を実施する。

(3) 指導職員の指導力向上

指導職員の指導力向上のために必要な研修を実施し、指導職員の資質の向上を図る。また、他産業の経営等に関する知識・経験を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、他機関が主催する指導力向上につながる財務・会計分野を含めた幅広い研修への参加を積極的に進める。

(4) 農業者研修教育施設の高度化

専門学校として、農業者研修教育施設の高度化を推進する。

2 就農支援の取組の推進等

(1) 就農支援の取組の強化

農業者研修教育施設は、卒業後に就農する学生等を増加させるために、農業改良普及（支）所や関係機関との連携を一層密にし、就農支援の取組を強化する。特に、今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人等に関する就農情報の体系的な収集・提供、学生や研修生と農業法人等とのマッチングを行う。

(2) 学生や研修生に対する就農への意識付け

学生や研修生に対して、研修教育期間の早期から定期的に就農相談、就農事例研究、インターンシップ等を通じて就農への意識付けを行う。

(3) 卒業生へのフォローアップ

農業改良普及（支）所や関係機関と連携・役割分担の下、就農の促進や地域での就農後の定着が図られるよう支援するとともに、卒業後についても状況に応じた支援や再研修等を実施する。

3 農業高校等生徒への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、農業学科や普通科等の高等学校（以下「農業高校等」という。）の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業改良普及（支）所や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する高度な研修やインターンシップの機会の提供、学校農業クラブ活動の支援等の活動を促進する。

併せて、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力の向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、幅広い世代の就農希望者等が、栽培、病虫害、土壌・肥料、スマート農業、環境負荷低減に資する生産技術、GAP等の農業技術や大型特殊免許をはじめ就農後に必要となる資格の取得等の農業経営に係る研修を受けられるよう、研修の機会を提供する。

併せて、一般県民が、農業理解を深める研修等を受けられるよう、研修の機会を提供する。

(1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供

学生以外の、社会人を含む幅広い世代の就農希望者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業者研修教育施設において研修の機会を提供する。

(2) 一般県民への研修機会等の提供

幅広い世代の一般県民に農業に対する理解を深めてもらうことを目的として、農業体験等の研修や講義の聴講を受け入れ、農業理解の場を提供する。

(3) 新規就農者等の定着を図る取組

新規就農者の定着を図るため、新規就農希望者の技術の向上等の農業者のキャリアアップ及び経営発展を目的として経営計画作成を支援する研修や大型特殊免許をはじめ必要となる資格取得の機会提供に努める。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

外部評価は、原則として農業者研修教育施設で実施する全ての研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかどうかについて、先進的な農業者、卒業者等を含む委員による評価を行う。また、農業者研修教育施設のPR、学生や研修生の募集活動、就農支援活動、指導者の資質向上の取組等についても評価を行う。

外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

第6 協同農業普及事業の実施に関する関係機関との連携等

1 市町村、農業委員会との連携

(1) 地域農業の振興を図るため、市町村の要請に応じて技術的な課題の解決や地域振興計画策定等に対する助言や支援を行う。また、農地の流動化や耕作放棄地の解消などの課題に対し農業委員会や市町村と連携を図り、役割分担して円滑かつ効果的に課題解決できるよう支援する。

- (2) 担い手の確保と地域農業の発展を図るため、市町村等と連携して、地域計画の実現等に向けた支援に取り組む。

2 農業協同組合との連携

農業協同組合は、地域農業の振興と密接に関連した立場にあり、また、営農指導や流通販売に大きな役割を果たしている。そのため、農業協同組合の行う事業と連携し、役割分担して農業者の支援に当たる。また、農業協同組合に属する営農指導員等の資質向上に対し、必要に応じて協力する。

3 地域農業再生協議会等における活動

農業改良普及（支）所は、「市町村地域農業再生協議会」の構成員となり、市町村、農業委員会、農業協同組合等との役割分担を明確にして、認定農業者や集落営農などの担い手の確保と、担い手の効率的かつ安定的な農業経営実現と発展等への支援に取り組む。

4 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構との連携

農業改良普及（支）所及び農業大学校は、担い手の研修及び育成について公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と連携して実施する。

農地集積・農地中間管理についても農地中間管理機構である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と連携して地域計画の実現等に向けた支援に取り組む。

5 金融機関との連携

農業改良普及（支）所は、新規就農者や担い手の資金活用について、農業協同組合、日本政策金融公庫等の金融機関と情報共有しながら支援する。

6 食料システム関係者との連携

農業改良普及（支）所・農業大学校は、技術を核として、農業者と地域の関係者、その他食料の生産から消費に至る各段階の関係者との結び付きの構築を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得向上などを支援する。

7 その他機関との連携

- (1) 担い手等農業者が抱える農業経営の諸課題に対しては、鳥取県農業経営・就農支援センターの支援チーム員として改良普及員が、専門家、農業団体等との連携を図る。
- (2) 台風や豪雨など様々な自然災害に対する備えや事後の対策等に対しては、市町村や農業協同組合に加え、鳥取県農業共済組合等とも連携し情報共有を図る。
- (3) 県域を越える広域的な課題に対しては、他都道府県との情報共有や技術協力等に努める。
- (4) 地域資源の活用による地域農業の振興の観点から、林業、水産業及び他産業の指導機関（商工会議所等）との連携を図る。
- (5) 県民の農業に関する理解を深めるため、行政、教育機関、農業団体等が実施する農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行う。

【その他、普及指導活動にかかる参考資料】

- 1 鳥取県普及職員研修基本計画（普及指導員等人材育成計画）